

令和5年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第2回総会

日 時 令和5年2月24日（金）午前9時00分

会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 土田 修	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）
農地の用途変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第4号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第5号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第7号 農地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催します。よろしくお願ひします。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、2番の土田委員、10番の後藤委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、菊地主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(農地係主事) はい、議長。
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第4号から議第7号までの議案について、一括上程します。

議第4号「事業計画変更申請書の審議について」

議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」

議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

議第7号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第4号から議第7号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第7号「農用地利用集積計画書の審議について」、1番鈴木委員、3番渡辺委員、12番菊地委員、13番猪倉委員、14番相原委員の5名が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者

はい、議長。17番、菅井です。

去る2月17日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査報告に基づく審査と、事前審査会の現地調査として、農地法第3条許可申請1件と農地法第5条許可申請1件を審査しました。

農地法第3条、順位7番、醍醐地区の新規就農に係る案件と農地法第5条、順位4番、寒河江地区の建築条件付宅地分譲のための転用案件です。

いずれも、計画どおりであれば、特に問題はないと判断しました。その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時35分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時35分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

議第4号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第4号「事業計画変更申請書の審議について」12ページをお開きください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

当初事業計画者は分譲住宅用敷地として農地法第5条の許可を受けたものの、承継者から農地として購入したいとの申し出があったため、宅地化せず畑として譲渡するものとなっ

ています。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく承認要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位1番は、宅地分譲のための造成計画を中止し、農地として利用する計画に変更するものです。当初事業計画者は令和4年11月に農地法5条許可を取得し、12月に所有権移転登記を行っておりますが、造成工事は行っていませんでした。なお、同時に農地法第3条許可申請もなされており、事業計画変更承認は、3条許可の見込みがある場合にすることができるとされております。

木村議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がございませんでしたので採決します。

議第4号「事業計画変更申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」
14ページをお開きください。順位4番

(議案書順位4番朗読)

先ほどの事業計画変更の案件に係るものですが、2月12日に寒河江南部地区の農業委員、推進委員で確認してきました。場所は地図の通りとなっておりますが、譲受人は仲谷地にある農地を手放すことになっており、その代替地として求めるものです。申請どおりであれば問題ないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい議長。7番、芳賀です。同じく14ページ。順位5番になります。

(議案書順位5番朗読)

場所は、寒河江警察署の北側の付近になります。譲受人は子供が将来戻ってきて農業をするということで、現地を確認したところなんら問題ないと見てきました。続きまして順位6番。

(議案書順位 6 番朗読)

こちらは、親子間の贈与になります。最近は息子さんが主体となって耕作しており、なんら問題ないと見てきました。5番、6番とも事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい議長。13番、猪倉です。15ページ。順位7番になります。

(議案書順位 7 番朗読)

場所は慈恩寺テラスから田沢地区の方に向かい旧道と交差する角になります。譲受人は東根の方ですが、近くに引っ越してきて新規就農するということで申請あったものです。2月12日地区の農業委員、推進委員で現場を確認しました。

指導を受けての就農ということでなんら問題ないと見てきました。事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員

はい議長。5番、眞木です。同じく15ページ。順位8番になります。

(議案書順位 8 番朗読)

2月11日地区の農業委員、推進委員で現地を確認しましたが、雪で確認できないため航空写真と照らし合わせて確認しました。譲渡人は埼玉在住で、今後戻る予定もなく譲受人は意欲的に耕作を行っており、問題ないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位4番から順位8番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。以上です。

木村議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第5号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第5号は、原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員 はい、議長。11番、氏家です。

議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」17ページをお願いします。順位4番

(議案書順位4番朗読)

場所については、天童街道のセブンイレブンを南側に100メートルほど入ったところになります。2月17日に事前審査会出席の農業委員、推進委員で現地を確認してまいりました。申請どおりであれば問題ないと見てきました。地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。

大泉委員 はい、議長。8番、大泉です。順位3番。

(議案書順位3番朗読)

西寒河江駅から柴橋の方へ向かい、レストランのところから北へ50メートルほどのところになります。以前、違反転用として、現地調査した場所になります。今回転用申請があ

りまして、追認という形にはなりますが、問題はありませんでした。事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位3番は、資材置場及び駐車場のための転用申請です。当該地は令和3年と4年の農地常任委員会で違反転用案件として現地調査した土地です。現在はプレハブを撤去し、一部残っていた砂利も全て除去して、一旦農地に復元しております。当該地は都市計画区域の用途地域に隣接しており、市街地化が見込まれる区域内の農地であるため、第2種農地に該当します。立地基準については、第1種農地の集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

順位4番は、建築条件付宅地分譲4区画のための転用申請です。当該地は10ヘクタール以上の一団の農地区域に含まれており、第1種農地に該当します。なお、第1種農地においては、宅地造成のみを目的とする転用は認められておりませんが、当該案件は国の通知に示された基準を満たす「建築条件付宅地分譲」であり、宅地造成のみを目的とする転用に該当しないものとして取り扱うことができます。立地基準については、集落接続要件を満たし、かつ、土地選定理由書より代替性のないことが認められるため、問題はないと考えます。一般基準についても、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第7号「農用地利用集積計画書の審議について」、1番鈴木委員、3番渡辺委員、12番菊地委員、13番猪倉委員、14番相原委員の5名が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と、地区審査結果の報告をお願いします。初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

(議案書朗読)

集計表を申し上げます。41ページをお開き願いたいと思います。

寒河江地区、筆数が40筆、田が2.83ヘクタール、畑

が0.99ヘクタール、樹園地が0.39ヘクタールです。

南部地区、30筆、田が2.16ヘクタール、畑で0.97ヘクタールとなっております。

いずれの農地も農業振興地域内にあり、地区の担い手等に貸出しするため農地中間管理機構で集積する農地に適していると判断しますので、地区審査でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

23ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、41ページの集計表をご覧ください。

西根地区、64筆で、田が1.95ヘクタール、畑1.83ヘクタール、樹園地1.62ヘクタール。

三泉地区が21筆で、田3.89ヘクタール、畑0.11ヘクタール、樹園地0.26ヘクタールとなります。

中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸出しするため農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

23ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、41ページの集計表をご覧ください。

柴橋地区、114筆で、田10.27ヘクタール、畑0.92ヘクタール、樹園地0.24ヘクタールとなります。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。猪倉委員。

影沢委員

はい、議長。9番、影沢です。

35ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、41ページの集計表をご覧ください。

高松地区、28筆、田6.32ヘクタール、樹園地0.46ヘクタール。

醍醐地区、39筆、田8.32ヘクタールとなります。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管

理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

37ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、41ページの集計表をご覧ください。

白岩地区、4筆、田1.24ヘクタール、畑0.43ヘクタールとなります。

農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構に集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第7号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第7号は、原案のとおり決定いたしました。

木村議長

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。議第7号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案についてはすべて議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時11分

令和5年2月24日

第2回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 2番委員.....土田彦雄.....

議事録署名委員 10番委員.....後藤孝好.....